

地方分権改革に基づく都道府県への認可権限移譲の要件について
(事務局案)

- 「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 1 月 30 日閣議決定)において、以下の方針が決定されているところ。

p. 7 に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)について、

- ① 広域化等を促進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、
- ② 業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、
- ③ 当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、
- ④ 都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

- 上記の①の「広域化等を促進する水道事業基盤強化計画(仮称)」の記載事項等の詳細については p. 2、②の「業務の監視体制を十分に整える」については p. 5 のとおりとする。

広域化等を推進する水道事業基盤強化計画（仮称）について

1) 計画には、以下の取組に関する事項を記載する。

- ① 広域化等運営基盤の強化に向けた取組
- ② 老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進に向けた取組
- ③ 広域的な水質管理に向けた取組
- ④ ①～③の取組の実効性を確保するための取組

2) 上記記載事項の具体的な内容は次のとおりとする。

① 広域化等運営基盤の強化に向けた取組

- ・ 広域化、官民連携、ダウンサイジング等の水道事業の運営基盤の強化に関する取組と目標年度
- ・ 広域化については、広域化に向けた圏域の設定、目指す地域連携の内容、関係者による協議会の設置など水道事業者等の調整や助言等の取組、段階的な取組の目標年度を可能な限り示す。なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業の権限移譲を申請する場合は、統合の目標年度を示すものとする。

記載のポイント

<圏域の設定>

- ・ 各都道府県の個別の事情を考慮した上で圏域の設定を行う。
例：A市・B市・C町を○圏域、D市・E市・F村を△圏域とする。
：県内一水道を目指す。

<地域連携の内容>

- ・ 広域化で地域連携を推進する方針を記載する。
例：必要物資の共同調達によるコストの削減を図るため、事業統合/経営統合を推進する。

<水道事業者等の調整や助言の取組>

- ・ 協議会や意見交換の場の設置等について構成員、開催頻度等を記載する。
例：××、△△、□□を構成員とした○○会議を年○回程度開催する。

<目標年度>

- ・ 広域化等の取組の目標年度を示すとともに、各取組の段階的な工程及び目標年度に至るまでの年次スケジュールを可能な範囲で具体的に示す。



- ・統合を条件に権限移譲を希望する場合は、統合目標年度と、統合を計画する水道事業及び水道用水供給事業を明確に示し、統合に向けた工程を示す。

例：○圏における水道事業（Ａ、Ｂ）と水道用水供給事業（Ｃ、Ｄ）との統合目標年度を○年度とし、統合の進め方は以下のとおりとする。

１、協議会の設置

．．．

２、業務の共同化

．．．

- ・目標年度は、計画策定時から２０年以内であること。

（参考）

- ・生活基盤施設耐震化等交付金における交付対象期間は最大１０年。
- ・都道府県水道ビジョンの計画期間は７年～２１年であり、平成２６年地方分権改革に関する提案募集に係る要望を提出した福島県、和歌山県、愛知県、大阪府、広島県、鳥取県の都道府県水道ビジョンの計画期間は各々７年、２０年、１４年、２０年、１０年、２０年。

<関係者との調整>

- ・水道事業者等の意見を踏まえ、地域の実情に応じたものとする。

② 老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進に向けた取組

- ・ 都道府県内の基幹管路等の経年化や耐震性に関する情報
- ・ 水道施設の更新及び耐震性に関する目標の設定
- ・ アセットマネジメントの実施及びアセットマネジメントの結果を踏まえた更新及び耐震化計画の策定を促す取組

記載のポイント

<データを踏まえた更新及び耐震性に関する目標の設定>

- ・ 経年化、耐震化及び更新率等に関する水道統計等のデータを踏まえた取組であること。
- ・ 国の示した目標も参考に目標を設定すること。

例：平成 34 年度までに基幹管路の耐震適合率を 50%とする

<アセットマネジメントの活用>

- ・ アセットマネジメントについては、実施率の向上をさせるための取組だけでなく、アセットマネジメントの結果を活用した取組に言及すること。

③ 広域的な水質管理に向けた取組

- ・ 都道府県内の水道事業者等の水質検査体制の確保に向けた取組
- ・ 都道府県内における広域的な水質監視体制の確保に向けた取組

記載のポイント

<水質検査体制の確保>

- ・ 水道事業者等が自ら又は水質検査機関（他の水道事業者、地方衛生研究所、登録水質検査機関）への委託により適切な水質の検査が行えるよう検査体制の確保の方法について記載すること。

なお、国、都道府県等が実施する外部精度管理等を活用する等水質検査の精度を確保するための方策についても記載すること。

<広域的な水質監視のための連絡体制>

- ・ 上流の水質検査結果（油流出事故などの事故情報を含む。）を下流の水道事業者等と共有するといった広域的な水質の監視体制を築くために水道事業者等が体系的かつ組織的に水質検査及び水質監視を行うための取組を記載する。

例：都道府県内における各流域単位の連絡体制を以下のように整備・推進する。

1 . . .

2 . . .

④ 取組の実効性を確保するための取組

- ・ 担当省会議の開催等取組を推進するための取組
- ・ 都道府県による水道事業等に対する指導・監督の取組

記載のポイント

＜担当省会議等の取組推進＞

- ・ 事業体における取組状況をフォローアップするための会議や、水道担当者との意見交換の場、各種研修会の開催等について記載する。

＜指導・監督＞

- ・ 立ち入り検査の実施方法及び実施頻度を記載する。

例：国が示している立入検査における指摘基準等を参考に適切な立ち入り検査を〇年に１回実施する。

- ３） 国は、指定都道府県における事務の実施状況を把握することとし、毎年度、前年度の取組状況の報告及び今後の行動計画を聴取する機会を設け、必要に応じて技術的助言を行う。
- ４） 都道府県水道ビジョンに上記記載事項が網羅されている場合には、同ビジョンを水道事業基盤強化計画として扱える運用とする。また、一部が記載されている場合には、水道事業基盤強化計画において都道府県水道ビジョンを参照することを可能とする運用とする。

業務の監視体制について

以下のいずれも満たすものとする。

- ① 専任職員が５名以上いること。
- ② 専任職員に水道技術管理者又は水道技術管理者に準ずる者（※）を１名以上確保すること。

（※）「水道事業の認可・指導監督に従事した経験」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験」に加えて実務経験年数を数えた場合に水道技術管理者の資格要件を満たす者をいう。（次頁参照）

（参考）

- ・ 専任職員数の全都道府県平均：４名（平成２６年度末）
- ・ 水道事業の監督に関する基礎的な業務は、「水道事業の認可・指導監督」、「補助金・交付金執行事務」、「各種調査整理集計事務」、「衛生管理（水質管理及び専用水道・簡易専用水道・飲用井戸監督）」、「災害対策等」の５分野に分かれる。

技術管理者関係法令抜粋

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）（抄）

（水道技術管理者）

第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査

二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査

三 給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四 次条第一項の規定による水質検査

五 第二十一条第一項の規定による健康診断

六 第二十二條の規定による衛生上の措置

七 第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止

八 第三十七条前段の規定による給水停止

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）（抄）

（水道技術管理者の資格）

第六条 法第十九条第三項（法第三十一条 及び第三十四条第一項 において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

一 第四条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 厚生労働省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 簡易水道又は一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

■ 「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）に基づき権限移譲の対象とされた事務

- ・ 水道事業の認可（6 条 1 項）
- ・ 水道事業の認可に係る附款（9 条 1 項）
- ・ 水道事業の変更に係る認可、附款及び届出（10 条 1 項から 3 項（2 項において準用する 9 条 1 項を含む。））
- ・ 水道事業の休止又は廃止に係る許可及び届出（11 条）
- ・ 水道用水供給事業の休止又は廃止に係る許可及び届出（31 条において準用する 11 条）
- ・ 水道事業に係る給水開始前の届出（13 条 1 項）
- ・ 水道用水供給事業に係る給水開始前の届出（31 条において準用する 13 条 1 項）
- ・ 水道事業に係る料金変更の届出及び供給条件の変更の認可（14 条 5 項及び 6 項）
- ・ 水道事業に係る業務委託の届出（24 条の 3 第 2 項）
- ・ 水道用水供給事業に係る業務委託の届出（31 条において準用する 24 条の 3 第 2 項）
- ・ 水道用水供給事業の認可（26 条）
- ・ 水道用水供給事業の認可に係る附款（29 条 1 項）
- ・ 水道用水供給事業の変更に係る認可、附款及び届出（30 条 1 項から 3 項（2 項において準用する 29 条 1 項を含む。））
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る認可の取消し（35 条）
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る改善の指示等（36 条 1 項及び 2 項）
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る給水停止命令（37 条）
- ・ 水道事業に係る供給条件の変更の認可の申請命令（38 条）
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る報告徴収及び立入検査（39 条 1 項）
- ・ 二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化の勧告（当該水道事業者又は水道用水供給事業者に係る管轄都道府県知事が二以上である場合を除く。）（41 条）
- ・ 水道事業に係る地方公共団体（都道府県が当事者である場合を除く。）による買収の認可及び裁定（42 条 1 項及び 3 項）